

葉山町国民健康保険運営協議会議事録

1 開 会

会長あいさつ

国民健康保険運営協議会規則第3条第3項の規定により、委員全員出席のため本会議は成立
同第5条第2項の規定により、会議録署名委員を2名選出
審議会、委員会等の公開に関する指針に基づき、傍聴者を2名許可

2 議 題

(1) 平成30年度国民健康保険特別会計予算(案)について

(会 長) 議題1 平成30年度国民健康保険特別会計予算(案)について、事務局より説明をお願いします。

(事務局) 説明をさせていただく前に、資料の確認をさせていただきます。お手元に、「運営協議会次第」、「委員名簿」、「葉山町国民健康保険運営協議会規則」、「議題1 平成30年度国民健康保険特別会計予算(案)について」、「議題2 国民健康保険に係る平成30年度制度改正(案)について」がございます。よろしいでしょうか。

福祉部長からの冒頭挨拶にもありましたように、本年の4月から国民健康保険制度が改正され、国保制度が都道府県化に移行されることに伴い、平成30年度から国民健康保険特別会計の当初予算の編成が大幅に変更されることとなりますので、そのことを踏まえながらご説明をさせていただきたいと思っております。

それでは、議題1 平成30年度国民健康保険特別会計予算(案)につきまして、ご説明させていただきます。

議題1に添付させていただいております、都道府県化に伴い歳入歳出予算の変更する項目についてご覧ください。歳入・歳出ともに年度別に記載をしておりますが、平成30年度の欄をご覧ください。まずは、歳入についてですが、国庫支出金・療養給付費等交付金・共同事業交付金等で「県予算に移行」と記載の項目につきましては、神奈川県の特設会計となります。保険給付費等交付金等で「新規項目」と記載の項目につきましては、町の特別会計として計上することとなります。次に歳出についてですが、中段に記載してある後期高齢者支援金等から共同事業拠出金までの「県予算に移行」と記載の項目につきましては、神奈川県の特設会計予算となります。事業納付金等で「新規項目」と記載の項目につきましては、町の特別会計予算として計上することとなります。

次に、予算の概要について説明をさせていただきたいと思っております。

資料1 国民健康保険特別会計の総括表をご覧ください。

平成30年度国民健康保険特別会計予算の総額につきましては、36億8,114万5千円で、前年対比としては4億4,058万7千円減で10.7%減となっております。

歳入の内訳として、国民健康保険料につきましては、8億2,135万3千円、前年対比4,150万7千円減で4.8%減となっております。

国庫支出金、療養給付費等交付金、前期高齢者交付金、共同事業交付金につきましては、平成 30 年度から神奈川県の特例会計予算に移行されます。

県支出金につきましては、23 億 9,797 万 4 千円、前年対比 21 億 8,384 万 6 千円増となっております。大幅に増となった理由といたしましては、都道府県化に伴い予算の編成が変更となり、歳出の保険給付費のうち療養給付費・療養費・審査支払手数料・高額療養費・移送費について、県支出金として交付されることが大きな要因でございます。

繰入金につきましては、4 億 1,975 万 1 千円、前年対比 1,331 万 2 千円増で 3.3% 増となっております。前年対比で増となった理由といたしましては、その他一般会計繰入金が 9,000 万円で前年対比 2,000 万円増となったことが要因であります。また、保険料の軽減のため、1 億円を基金から繰入をしております。

引き続きまして、歳出の説明をさせていただきます。

総務費につきましては、5,942 万 7 千円、前年対比 17 万 3 千円減で 0.3% 減となっております。前年対比で減となった理由といたしましては、今年度に被保険者証の一斉更新があったことが要因であります。この被保険者証の一斉更新につきましては、隔年で行っております。

保険給付費につきましては、23 億 7,517 万 8 千円、前年対比 4,293 万 6 千円増で 1.8% 増となっております。前年対比で増となった理由といたしましては、被保険者数は減少していますが、高度医療化に伴い、療養給付費及び高額療養費が増加したことが主な要因であります。

事業費納付金につきましては、新規項目で、11 億 1,594 万 4 千円となっております。県の特別会計を運営していくために市町村から事業費納付金として納付するものとなっております。

後期高齢者支援金等、前期高齢者納付金等、老人保健拠出金、介護納付金、共同事業拠出金のうち高額医療費拠出金と保険財政共同安定化事業拠出金につきましては、平成 30 年度から、神奈川県の特例会計予算に移行されます。

保険事業費につきましては、2,673 万 4 千円、前年対比 7 万 1 千円増で 0.3% 増となっております。

基金積立金につきましては、その他一般会計繰入金の 9,000 万円を基金に積立をいたします。

諸支出金につきましては、過年度分の国庫支出金等超過交付の精算額が確定したことに伴い、国庫支出金等返納金として 137 万 5 千円を計上したことにより、前年対比 137 万 4 千円の増となっております。

歳入・歳出の主な点としては以上でございます。

次に、歳入・歳出の詳細について説明をさせていただきます。

歳入の詳細については、歳入概要説明により説明をさせていただきます。

1 款 国民健康保険料 1 項 国民健康保険料 1 目 一般被保険者国民健康保険料につきましては、8 億 836 万 9 千円、前年対比 3,385 万 3 千円減となっております。減額の要因としては、被保険者数の減少により、保険料が減額となっているも

のでございます。また、基金繰入金から1億円を保険料軽減のために充てております。

2目 退職者被保険者等国民健康保険料につきましては、1,298万4千円、前年対比765万4千円減となっており、一般被保険者国民健康保険料と同様に退職被保険者数の減少がマイナス要因と考えられます。

2款 使用料及び手数料 1項 手数料 1目 総務手数料につきましては、納付証明書等の諸証明手数料でございます。

3款 県支出金 2項 県補助金 2目 保険給付費等交付金につきましては、23億9,797万4千円となっております。平成30年度からの新規項目として「普通交付金」、「特別交付金(保険者努力支援分)」、「国特別調整交付金のうち市町村分」、「県繰入金分」、「特定健康診査等負担金」が新たに歳入として加わったものでございます。

4款 財産収入 1項 財産運用収入 1目 利子及び配当金につきましては、国民健康保険事業運営基金の運用から生じる利子収入でございます。同基金の平成29年度末の予定残高といたしましては、1,028万5千円となっております。

5款 繰入金 1項 他会計繰入金 1目 一般会計繰入金につきましては、3億1,975万1千円、前年対比1,331万2千円増となっております。こちらにつきましては、その他一般会計繰入金を増額したことが増の要因であります。

2項 基金繰入金 1目 国民健康保険事業運営基金繰入金につきましては、平成29年度同様に1億円を計上し、保険料の軽減のため充当させていただいております。

基金会計からの繰入金を充当させていただくことにより、保険料を前年度並の料率に設定させていただくように考えております。

6款 繰越金 1項 繰越金 1目 繰越金から 7款 諸収入 3項 雑入 3目 雑入までは、記載のとおりでございます。

歳出の詳細については、歳出概要説明により説明をさせていただきます。

1款 総務費 1項 総務管理費 1目 一般管理費につきましては、一般事務及び保険料徴収強化等に要する経費となります。

2目 連合会負担金につきましては、各保険者が国民健康保険団体連合会の事務運営に要する経費を負担するものでございます。増額した要因としましては、被保険者数割の積算単価が17円から34円に増額されたことが要因となっております。

2項 運営協議会費 1目 運営協議会費につきましては、本運営協議会に要する経費でございます。

2款 保険給付費 1項 療養諸費 1目 一般被保険者療養給付費につきましては、20億1,128万4千円、前年対比3,385万7千円増となっております。高度医療化に伴う医療費の増が増額の要因であります。

2目 退職被保険者等療養給付費につきましては、2,761万8千円、前年対比3,539万円減となっております。こちらにつきましては、退職被保険者数の減少が減額の要因と考えられます。

3目 一般被保険者療養費につきましては、2,373万7千円、前年対比150万1千

円減となっております。療養費につきましては、緊急等により保険証を持たずに受診した場合や、治療目的のための舗装具・はり・灸・マッサージ等にかかった費用のうち自己負担分を除いた額が該当となります。

4目 退職被保険者等療養費につきましては、55万円、前年対比27万3千円減となっております。

一般・退職ともに療養給付費及び療養費につきましては、直近の実績を踏まえ計上させていただいております。

5目 審査支払手数料につきましては、レセプトの審査等に対する手数料でございます。

2項 高額療養費 1目 一般被保険者高額療養費につきましては、2億7,519万2千円、前年対比5,036万3千円増となっております。こちらにつきましても、療養給付費と同様に、高度医療化に伴う医療費の増が増額の要因であります。

2目 退職被保険者等高額療養費につきましては、353万3千円、前年対比505万5千円減となっております。

2項 高額療養費 3目 一般被保険者高額介護合算療養費から 5項 葬祭諸費 1目 葬祭費につきましては、記載のとおりでございます。

3款 国民健康保険事業費納付金 1項 医療給付費分 1目 一般被保険者医療給付費分につきましては、7億3,848万8千円、2目 退職被保険者等医療給付費分につきましては、211万円、2項 後期高齢者支援金等分 1目 一般被保険者後期高齢者支援金等分につきましては、90万8千円、3項 介護納付金分 1目 介護納付金分につきましては、1億802万1千円となっており、この事業費納付金につきましては、平成30年度からの新規項目ですが、県の特別会計を運営していくために市町村から事業費納付金として納付するものとなっております。

4款 共同事業拠出金 1項 共同事業拠出金 3目 その他共同事業拠出金につきましては、退職被保険者のリストを作成するための拠出金として2千円計上してございます。

5款 保健事業費につきましては、特定健康診査及び保健指導に伴う経費でございます。

6款 基金積立金につきましては、1億円の基金繰入金の原資とするため、9,000万円を基金に積み立てるものでございます。

7款 公債費から 8款 諸支出金までにつきましては、記載のとおりでございます。

以上で、「議題1 平成30年度国民健康保険特別会計予算(案)について」の説明を終わらせていただきます。

(会長) ただいま、事務局から説明がありました件について、ご意見・ご質問等ございますか。

(委員) 総括表の歳入・歳出における内訳番号と概要説明書の番号とが違っているので、分かりにくい部分を感じるが？

- (事務局) 予算付属説明書の構成上、総括表については前年度との対比による作成、概要説明書については30年度予算において計上した科目による作成のため、番号の差異が生じています。
- (委員) その他一般会計が2,000万円増加した理由は、都道府県化に伴うものなのか？
- (事務局) 国民健康保険特別会計を運営するには、保険料の収入が入ってくるまでの年度当初において1億円強の資金が必要となります。今年度の事業状況を見ると、繰越額が見込めない状況もあり、来年度においては厳しい状況が考えられます。制度改正によって急激に保険料を上げることについては、国からもいかなものかということを言われていますので、町の方針として2,000万円を増額した経緯があります。
- (委員) レセプトの支払い手数料単価の変動はあったのか？
- (事務局) 単価的には変動はありません。
- (会長) 歳入総額36億8,114万5千円のうち65.1%が県支出金ということで、65.1%については県財源ということだと思うが、その他は全て町財源ということなのか？
- (事務局) 歳入のうち保険料については被保険者から徴収することとなります。繰入金については、低所得者に対する軽減ということで保険料の軽減に伴う措置として国・県から交付される金額が含まれています。
- (会長) 県支出金については県が算定するものかと思うが、県支出金を算定する上で幅があるのか？県の交付金が決まってから町予算編成をするものなのか？町支出の残りを県が支出金として算定するのか？
- (事務局) 予算編成する際に県から交付金についての通知があります。
- (会長) 県に働きかけたら交付金が増えるということは無いのか？
- (事務局) 事業費納付金算定については、自治体の医療費・所得の状況等を考慮して計算をして決定されることとなります。努力支援分については、特定健康診査の受診率・糖尿病の重症化予防・データヘルス計画策定等の項目があり、各々の取組評価について算定されるものもあります。
- (会長) 歳入概要の保険料の部分に軽減額とあるが？
- (事務局) 低所得者の軽減分について記載をしています。
- (会長) 基金積立についてだが、今年度末予定残高はどのくらいあるのか？
- (事務局) 1,000万円強の残高となります。毎年、繰越金を基金に積み立てていますが、保険料を据え置いている状況から繰越金が減少している状況です。
- (会長) 基金繰入が1億円となっているが？
- (事務局) その他一般会計繰入金9,000万円を基金に繰り入れて、1億円の原資を作ることとなります。
- (会長) 予算編成をする際に、議員から提案のようなものはあるのか？
- (事務局) 議員の方々に制度改正の説明をさせていただいた際に、保険料については標準保険料率というものが県から示されますが、後期高齢医療のような統一保険料率とは違い、市町村において最終的に保険料を決定することとなることについて説明しております。
- (会長) 保険料徴収強化事業があるが、毎年実施している事業なのか？

- (事務局) 毎年実施している事業です。非常勤職員を2名採用して徴収業務をしていますがその経費となります。
- (会長) このことによる成果は？
- (事務局) 年々、徴収率は上がっています。
- (委員) 特定健康診査等事業については、町民の健康を考える中で大事な事業だと思う。当初予算が昨年対比で11万3千円増ということは良いことだと思う。今年度の状況についてどのような感じが、今の段階で分かれば教えてもらいたい。
- (事務局) 最終的な受診者数が不明なので、現段階では分からない状況です。今年から、国保連合会の制度を活用して受診勧奨等を開始したこともあり、受診率の結果については注視をしているところです。
- (委員) 保健指導事業については特定保健指導のことかと思うが、この程度の見積りになってしまうのか？
- (事務局) 特定保健指導については、町保健師・栄養士で対応ができることもあり、事務費的な予算となります。
- (委員) 特定検診受診率について国から提示されている受診率は？
- (事務局) 国からは60%以上の受診率ということと言われています。県内の自治体で60%をクリアしている自治体はありません。受診率向上については、どこの自治体も苦慮しているところかと思います。また、土曜日等に集団検診を実施していますが、成果が上がらないということが実情です。
- (委員) 60%に達しないことに対して交付金を減らされるのか？
- (事務局) 極端な数値にならないとペナルティは無いと思います。
- (委員) 特定健康診査に関しては、30年度から受診者に対して分かりやすい報告をするという方針のもとにリニューアルして、特定健康診査受診率を上げるという方向に行政も医師会も取り組んでいる。特定健康診査の対象年齢については既往症の方も多く、かかりつけ医による検査をしていることもあり、改めて特定健康診査を受けるという意識が低いものかと思う。今後は、かかりつけ医による施設健診を行なうことにより、受診率を向上していくという考えはある。
- (会長) 最後に、30年度予算としての総括をお願いしたい。
- (事務局) 30年度からの国民健康保険制度については、平成の大改革といっても過言ではない程の改革がされます。予算規模的には縮小されますが、業務内容については殆ど変わらないこともあり、人間的な部分について縮小されると事務的に厳しくなることが考えられます。制度改革によって規模の小さい自治体ほどメリットがあることが言われています。30年度から、人口3,000人クラスの清川村と人口350万人クラスの横浜市においても同じ制度となりますが、特定疾病等で医療費が高い方が転入された場合、小さい自治体ほど影響を受けることとなることから、今回の制度改革が行なわれるという話も聞いたことがあります。30年度からはどのような動きになるか検証をしていきたいと思っています。
- (会長) その他、質疑等ございませんか。事務局(案)にご異議ありませんか。
- (委員) 異議なし。

(会 長) 異議なしと認めます。

議題 1 の「平成 30 年度国民健康保険特別会計予算(案)について」は承認することとし、原案のとおり、本年 2 月 13 日から開会予定の第 1 回葉山町議会定例会に議案提案することとします。

次に、議題 2 の「国民健康保険に係る平成 30 年度制度改正(案)について」、事務局に説明を求めます。

(事務局) お手元にあります、「国民健康保険に係る平成 30 年度制度改正(案)について」をご覧ください。

国民健康保険法施行令の改正等に伴い、条例の改正を行なうものでございますが、今回の条例改正については、「国民健康保険の都道府県広域化に伴うもの」、「政令改正に伴い賦課限度額及び保険料減額判定に係る所得上限額の緩和を行なうもの」、「保険料の賦課方法の構成割合の変更」、「マイナンバー制度に伴う情報連携に伴うもの」の 4 本の柱となっております。

まず、「国民健康保険の都道府県広域化に伴うもの」でございますが、こちらにつきましては、今回の都道府県化に伴い、予算の編成が大きく変更したことから生じる変更項目でございます。基礎賦課総額・後期高齢者支援金等賦課総額・介護納付金賦課総額につきましては、歳出総額から歳入必要額を控除した額が賦課総額となりますが、議案 1 において説明させていただきましたように、県に移行した項目、新規に町特別会計に編成される項目等があることから、賦課総額を算定する根拠となる額が変更したことによる改正でございます。

次に、「政令改正に伴い賦課限度額及び保険料減額判定に係る所得上限額の緩和を行なうもの」でございますが、平成 29 年 12 月 22 日付で平成 30 年度税制改正の大綱が閣議決定されたことに基づき、国民健康保険法施行令の一部改正が本年 1 月 31 日に公布されたことを受けて町条例の一部を改正するものです。改正の内容につきましては、別添の条例の概要にございますとおり、保険料の基礎賦課額に係る賦課限度額を「54 万円」から「58 万円」に引き上げることとし、賦課総額としては、89 万円から 93 万円に賦課限度額が引き上げられることとなります。また、保険料の賦課額において、保険料の軽減措置の対象を拡大するため、5 割軽減及び 2 割軽減の対象となる世帯の軽減判定所得を引き上げ、5 割軽減の対象となる世帯を「27 万円」から「27 万 5 千円」に引き上げ、2 割軽減の対象となる世帯を「49 万円」から「50 万円」に引き上げをさせていただくものでございます。軽減措置の対象を拡大することにより、低所得者に対する軽減の幅が拡大されることとなります。

次に、「保険料の賦課方法の構成割合の変更」でございますが、平成 25 年度に保険料所得割の算定方法について「住民税所得割方式」から「旧ただし書き方式」に変更したことに伴い、平成 25 年度から平成 29 年度までの激変緩和措置を講じている間、条例附則の定めにより、条例本則 応能割 50% (所得割)・応益割 50% (均等割 35%・平等割 15%) を応能割 55% (所得割)・応益割 45% (均等割 30%・平等割 15%) としておりました。本来であれば、平成 30 年度から条例本則に戻すところではありますが、保険料を算定するにあたり前年度保険料との均衡を保つことを

考慮し、平成 25 年度から平成 29 年度までに限り行なっていた応能割・応益割と同率とするものでございます。

最後に、「マイナンバー制度に伴う情報連携に伴うもの」でございます。第 21 条の 2 の届出による一部改正についてですが、マイナンバー制度との情報連携により、昨年 11 月 13 日からハローワークとの情報連携による運用が開始されていることに伴う変更でございます。

以上で、「国民健康保険に係る平成 30 年度税制改正（案）について」の説明を終わらせていただきます。

（会 長） ただいま、事務局から説明がありました件について、ご意見・ご質問等ございますか。

今回の条例改正については、法令改正に基づく改正なのか？

（事務局） 賦課割合に伴う改正については、町単独による改正となります。

（事務局） 毎年、政令改正により 5 割軽減・2 割軽減の対象を拡大して低所得者に対する国保への負担は軽減できるものとなります。応能割と応益割の割合を 50：50 に戻すと前年度との均衡を保つことと低所得者の方に有利な方向となります。

（委 員） 賦課割合を 55：45 にするにあたって、町内部で違う案はあったのか？

（事務局） 55：45 の賦課割合については、平成 25 年に所得割の算定方式を「住民税所得割方式」から「旧ただし書き方式」に変更し、激変緩和を講じている 5 年間については条例本則を変更した経緯があります。県内では 65：35 というところもありますが、55：45 の賦課割合が多い状況ということもあります。60：40 ということも検討しましたが、今回の改正については 55：45 ということの結論となりました。

（会 長） その他、質疑等ございませんか。事務局（案）にご異議ありませんか。

（委 員） 異議なし。

（会 長） 異議なしと認めます。

議題 2 の「国民健康保険に係る平成 30 年度制度改正（案）について」は承認することとし、原案のとおり、本年 2 月 13 日から開会予定の第 1 回葉山町議会定例会に議案提案することとします。

次に、議題 3 の その他について、事務局から何かありますか。

（事務局） 次回の運営協議会につきましては、平成 30 年度第 1 回目を 5 月下旬頃に開催を予定し、平成 30 年度保険料（案）についてお示しし、御審議いたたく予定を考えております。

（会 長） それでは、本日の議題につきましては全て終了しました。

これもちまして、葉山町国民健康保険運営協議会を閉会といたします。